

疾病にり患した家畜の肉等の廃棄基準の見直しに係る

食品健康影響評価について

(10月17日付けで食品健康影響評価を依頼した事項)

## 1 経緯

- (1) 食肉とすることを目的とした家畜・家きんについては、「と畜場法」、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（食鳥検査法）」に基づき、食肉処理の段階で都道府県等において個体毎の検査を実施し、疾病を有するものについては廃棄等の措置を講じている。
- (2) 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成15年法律第55号）により、
  - ① 「家畜伝染病予防法」に規定された家畜伝染病及び届出伝染病と「と畜場法」及び「食鳥検査法」の検査対象疾病との関係を明確化すること
  - ② 「と畜場法」でも「食鳥検査法」と同様に獣畜の肉等における汚染等の異常の有無も検査すること
  - ③ 「食品衛生法」においても、食肉の販売等の禁止の対象となる獣畜又は家きんの疾病等について、「と畜場法」及び「食鳥検査法」を引用することとし、制度の整合性を図ることとしている。

## 2 評価の必要性

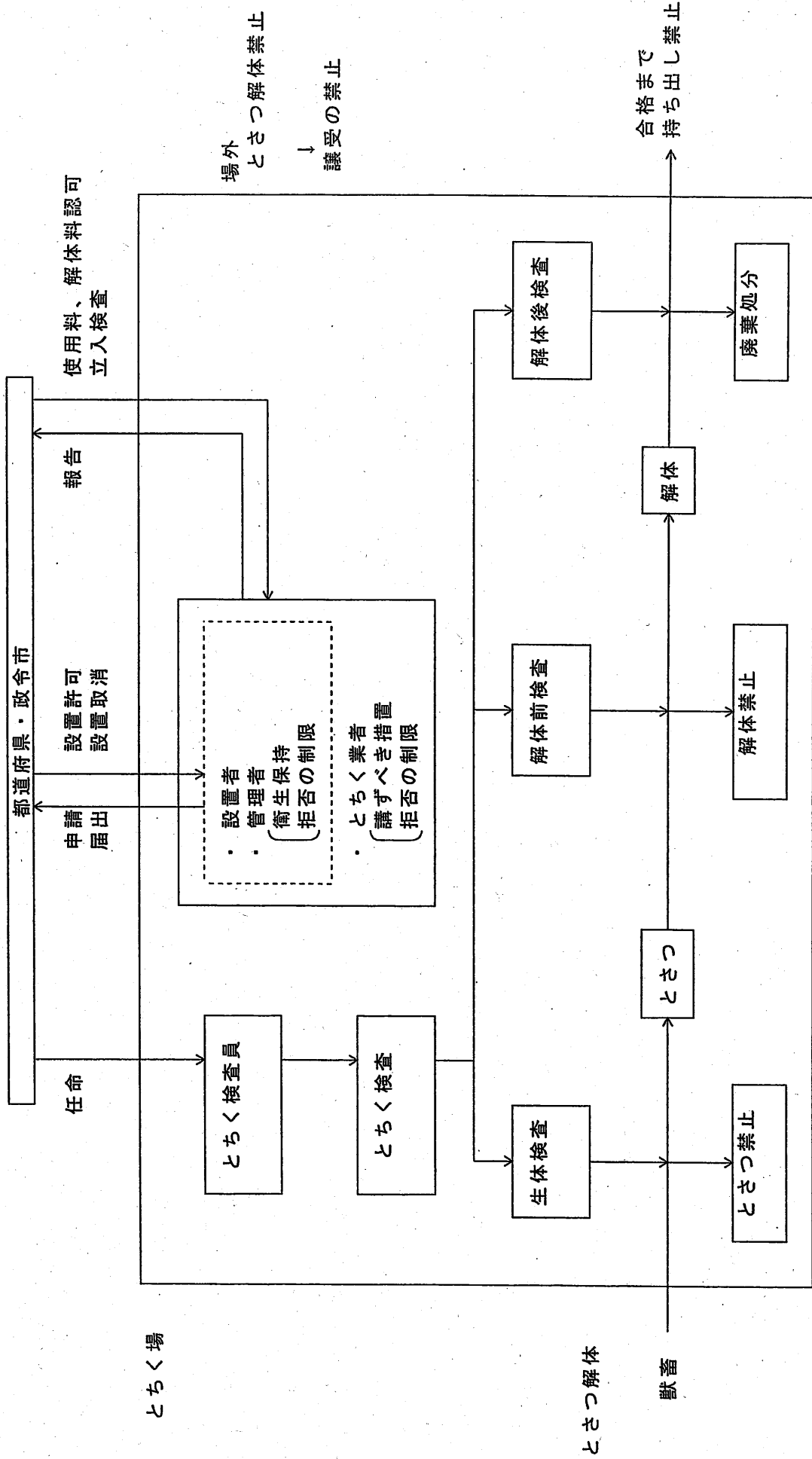
1の(2)の理由により、「と畜場法」及び「食鳥検査法」において、「家畜伝染病予防法」に基づくすべての家畜伝染病及び届出伝染病について廃棄基準を設定する必要性が生じたため、今般50の疾病について新たに廃棄基準を定めるとともに、現在一部廃棄を可能としている疾病等についても最新の知見を基に廃棄基準の設定見直しを行う必要がある。

「家畜伝染病予防法」・「と畜場法又は食鳥検査法」・「食品衛生法」の関係

畜種	生産	とさつ・解体	分割・細切	分割・細切・販売	消費	
畜 獣 (牛、馬、豚、めん羊、山羊)	生産農家	→ と畜場	→ 食肉処理場 (食肉処理業)	→ 食肉販売店 (食肉販売業)	→ 消費者	
	家畜伝染病 予防法 (72疾病) ※ 馬痘、羊痘、山羊痘を痘病として一括計上	と畜場法 ・施設基準、衛生管理基準 ・家畜伝染病等：28→44疾病追加 ・とちく検査 [ 上記以外の疾病等：53 異常の追加 ]	食品衛生法 ・施設基準、衛生管理基準 ・疾病り患畜の肉等の販売等の禁止			
		・規格基準 (残留動物用医薬品、農薬等の検査)				

畜種	生産	とさつ・解体	分割・細切	分割・細切・販売	消費	
食鳥 (鶏、あひる、七面鳥)	養鶏農家	→ 食鳥処理場	→ 食肉処理場 (食肉処理業)	→ 食肉販売店 (食肉販売業)	→ 消費者	
	家畜伝染病 予防法 (16疾病)	食鳥検査法 ・施設基準、衛生管理基準 ・食鳥検査 [ 家畜伝染病等：10→6疾病追加 上記以外の疾病及び異常等：43 ]	食品衛生法 ・施設基準、衛生管理基準 ・疾病り患鳥の肉等の販売等の禁止			
		・規格基準 (残留動物用医薬品、農薬等の検査)				

# と畜場法の概要



第3表の3 獣畜のと殺解体禁止、又は廃棄したものの原因(平成13年度)

	牛			とく			馬			豚			めん羊			山羊		
	禁止	全部廃棄	一部廃棄	禁止	全部廃棄	一部廃棄	禁止	全部廃棄	一部廃棄	禁止	全部廃棄	一部廃棄	禁止	全部廃棄	一部廃棄	禁止	全部廃棄	一部廃棄
総数	128	6,998	813,257	11	215	4,208	0	43	5,632	295	22,433	10,813,861	1	7	969	0	3	853
炭疽	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0
豚丹毒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	104	1,981	0	0	0	0	0	0	0
サルモネラ病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	0	0	0	0	0	0	0
結核病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ブルセラ病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
破傷風	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放線菌病	0	1	788	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
その他	2	2	38	0	0	0	0	0	0	0	6	33,266	0	0	0	0	0	0
豚コレラ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	142	0	0	0	0	0	0
トキソプラズマ病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	87	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	2	0	0	0	0	0	3	0	15	41	0	0	0	0	0	0
のう虫病	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	5	1	0	0	0	0	0	0
ジストマ病	0	0	15,569	0	0	8	0	0	5	0	0	42	0	0	7	0	0	2
その他	0	0	1,029	0	0	5	0	0	1,354	0	1	271,846	0	0	35	0	0	63
腺毒症	17	504	0	0	23	0	0	0	0	119	8,313	0	0	1	0	0	0	0
敗血症	59	1,419	0	4	75	0	0	4	0	38	8,013	0	0	0	0	0	1	0
尿毒症	12	744	0	2	38	0	1	1	0	0	194	0	0	1	0	0	0	0
黄疽	1	420	289	1	4	3	0	6	10	0	486	283	0	2	2	0	0	0
水腫	2	1,701	14,126	1	29	90	0	10	91	0	1,442	14,121	0	3	8	0	0	1
腫瘍	0	242	786	0	2	4	0	16	17	0	224	957	0	0	0	0	0	0
中毒諸症	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	21	0	0	0	0	0	0	0
炎症又は炎症産物による汚染	0	1,455	495,094	0	25	3,046	0	5	2,938	0	751	9,777,220	0	0	705	1	667	
変性又は萎縮	0	342	158,780	0	7	711	0	0	433	0	708	293,910	0	0	142	1	60	
その他	35	164	126,755	3	12	340	0	1	781	33	169	422,031	1	0	70	0	0	

## 現行のと畜場法による廃棄基準

### 1 全廃棄とする疾病等

牛疫、牛肺疫、口蹄疫、流行性脳炎、狂犬病、流行性感冒（牛に限る。）、Q熱、炭疽、気腫疽、出血性敗血症、悪性水腫、レプトスピラ病、ヨーネ病（全身症状を呈しているものに限る。）、ピロプラズマ病、アナプラズマ病、トリパノゾーマ病、伝達性海綿状脳症、白血病、鼻疽、仮性皮膚、馬伝染性貧血（全身症状を呈しているものに限る。）、リステリア病、痘病、豚コレラ、豚丹毒、アフリカ豚コレラ、豚水泡病、トキソプラズマ病、サルモネラ病、結核病（全身性のもの、重症のもの、著しい栄養障害を伴うもの、二個以上の臓器及びそのリンパ節において病変がまん延しているもの又は著しい病変を呈している急性のものに限る。）、ブルセラ病（全身症状を呈しているものに限る。）、破傷風、膿毒症、敗血症、尿毒症、黄疸（高度のものに限る。）、水腫（高度のものに限る。）、腫瘍（肉、臓器、骨又はリンパ節に多数発生しているものに限る。）、旋毛虫病、有鉤囊虫症、無鉤囊虫症（全身にまん延しているものに限る。）、中毒諸症（人体に有害のおそれがあるものに限る。）、熱性諸症（著しい高熱を呈しているものに限る。）及び注射反応（生物学的製剤により著しい反応を呈しているものに限る。）

### 2 部分廃棄とする疾病等

ヨーネ病（病変が腸の一部に局限されているものに限る。） 腸、腸間膜及び血液

馬伝染性貧血（病変が臓器に局限されているものに限る。） 当該臓器及び血液

結核病（病変が乳房若しくは一臓器及びそれらのリンパ節に局限されているもの又はその病変が二個以上の臓器及びそのリンパ節に発生していても各部の病変が小部に局限され急性の症状を呈していないものに限る。） 乳房又は当該臓器及び当該リンパ節、乳房又は当該臓器を支配域とするリンパ節並びに血液

ブルセラ病（病変が乳房又は生殖器の一部に局限されているものに限る。） 乳房、生殖器及びこれらを支配域とするリンパ節並びに血液

黄疸（病変が肉又は臓器の一部に局限されているものに限る。） 当該病変部分及び血液

水腫（病変が肉又は臓器の一部に局限されているものに限る。） 当該病変部分及び血液

腫瘍（病変が肉、臓器、骨又はリンパ節の一部に局限されているものに限る。） 当該病変部分及び血液  
寄生虫病（旋毛虫病、有鉤囊虫症及び無鉤囊虫症（全身にまん延しているものに限る。）を除く。） 寄生虫を分離できない部分及び住肉胞子虫症にあつては血液

放線菌病 当該病変部分及び血液

ブドウ菌腫 当該病変部分及び血液

外傷 当該病変部分

炎症 当該病変部分及び炎性産物により汚染された部分並びに多発生化膿性の炎症にあつては血液

変性 当該病変部分

萎縮 当該病変部分

奇形 著しい当該病変部分